

## 劇作家・作曲家協会<sup>1</sup>「著作者の権利対著作権」

「著作者の権利」制度は、特に視聴覚および映画製作の分野において、伝統的に「著作権」制度とは対置されてきた。

ふたつの制度は異なる根拠に依拠している。著作者の権利が自然人としての著作者に言及するのに対し、著作権は当初からすべての権利を製作者に付与するものだからである。

これらの制度は完全に同質ではないが、その適用において相対するわけでもない。自然人である著作者に付随する著作者人格権については、ベルヌ条約で規定されていても、著作権は著作者に付随する著作者人格権を認めていないため、真っ向から対立している。しかし、経済的権利の実際的な管理においては、それほど鋭い違いはない（どちらの制度においても、著作物の利用を管理するのは製作者である）。産業規模やその生産能力の大きさに加えて、違いは、「法律上または契約上」の規制を精緻化することによって、著作者がその職業の保護のために組織化する能力にある。

ラテン語による著作者の権利は、英語の「著作権」が文字通り著作物そのものに付随する複製権（これは使用権である）であることとは対照的に、「人」としての著作者に重点を置いていると言える。

フランスと米国は、著作者の利益保護が、著作者の団体によって特別に洗練された形で発展してきた2つの国である。そのため、フランス法と米国法を簡単に比較研究すると、これらの制度の基礎について、より深い洞察が得られるだろう。

### 著作者の概念

フランスの法律で視聴覚著作物は、共同著作物、すなわち複数の著作者が寄与して創作した著作物とみなされる。共同著作者として著作物を創作した自然人は、脚本、台詞、脚色、サウンドトラック、既存の著作物の脚色、映画監督として、著作者と認められる（art. L113-7）。

米国では、視聴覚著作物は「職務著作物」（著作物または役務の雇用契約の一部である）とみなされ、この概念は委託著作物に類似している。したがって、著作物の著作者は、自然人であれ法人（製作会社）であれ、製作者である。従って、映画の著作者は、目録の売買に伴って変更される可能性がある。

### 著作物の保護期間

---

<sup>1</sup> 劇作家・作曲家協会(Société des Auteurs et Compositeurs Dramatique)は、フランス舞台・音楽（うちオペラ）視聴覚著作物関連集中管理団体である。

フランスでは、著作物の保護期間は、生存する最後の共同著作者の死後までである。したがって、著作物は、脚本、会話文、台詞を作った最後の生存する共同著作者、サウンドトラックの作曲者（当該著作物のために特別に書かれた歌詞の有無にかかわらず）、または主要な監督の死亡日から70年間保護されると法律で規定されている。

米国では、この期間は一般的に著作物の公表日から起算される。視聴覚著作物や映像著作物は、公表日から95年間保護される。

### 脚本家と監督に適用される法律

文学的および芸術的財産に関するフランス法では、著作者の権利には大きく分けて著作者人格権と経済的権利の2つがある。この法律はまた、著作者と製作者の関係についても規定しており、著作者が製作者に経済的権利を譲渡する契約書を正式に作成する必要がある。

米国では、創作者（自然人）と製作会社の関係は労働法によって規定されている。脚本家や監督は結果的に製作者の従業員であり、アメリカにおける他の従業員と同様に、脚本や製作過程のどの時点でも解雇され、交代させられる可能性がある。彼らの名前がクレジットの下に表示されるのは、彼らの著作物が最低基本契約（MBA）で規定されている「クレジット表示」の基準を満たしている場合のみである。

### 報酬

フランスの法律では、著作者は関連する権利を製作者に譲渡する代わりに、著作物の使用収益に比例した報酬を受け取ることが義務付けられている。そのため、著作者の権利管理団体（collective authors' rights management societies）は、著作物の使用者と、著作者に比例した報酬が支払われる基本契約について交渉している。

米国では、脚本家（WGA、全米脚本家組合）や監督（DGA、全米監督組合）を代表する組合が、米国の製作者と団体交渉協定、いわゆる最低基本合意書を取り交わしている。ギルドが交渉するこれらの枠組み協定は、3年ごとに再交渉の対象となる。非常に緻密で詳細なこの協約には、次のような内容が含まれている。

- ・脚本家と監督の経済的権利：（映画の長さや予算などに応じて）報酬の最低基準を設定する。契約において、脚本家は一般的にこの最低基準額よりも高い報酬を交渉する。
- ・脚本家や監督への残金の支払い：これは、アメリカ国内外での著作物の二次使用（テレビ局への販売、海外での販売、ビデオ化など）に対する補償を目的とした追加料金である。これらは製作者から徴収される。フランス法で著作者が権利を有する経済的権利とは異なり、残金は契約交渉から生じるため、各当事者の交渉力の問題となる。
- ・創作権：著作物に対する「期限」の一形態として著作者を認める（「...による映画」など）。
- ・労働条件：残業代の支払い、休日など。
- ・年金基金（退職金制度）と社会保障：プロデューサーは、脚本家や監督に支払われる残金

に加えて、年金基金や社会保障制度を拠出する。

このようなギルド交渉による協定の背景には、著作者は自分の著作物の利益、そして成功の分け前を与えられるべきであるという考え方がある。そのため、残金は著作者への比例報酬と考えることができる。

広まっている誤解とは対照的に、アメリカの著作権は、アメリカの脚本家や監督が緊密に連帯し、労働条件や報酬について粘り強く交渉している限りにおいては、著作者への固定報酬支払いとは異なるものとなっている。この連帯こそが、プロデューサーとの交渉を成功させる鍵なのだ。脚本家や監督は従業員として労働争議に訴える権利があり、またアメリカのGDPに貢献している主要産業のひとつを完全に停止させることができる。

<https://www.sacd.fr/en/authors-rights-vs-copyright#:~:text=Both%20systems%20rely%20on%20different,diametrically%20different%20in%20their%20application>